

第6次呉市障害者基本計画、第8期呉市障害福祉計画及び第4期呉市障害児福祉計画の策定について

1 計画策定の趣旨と位置付け

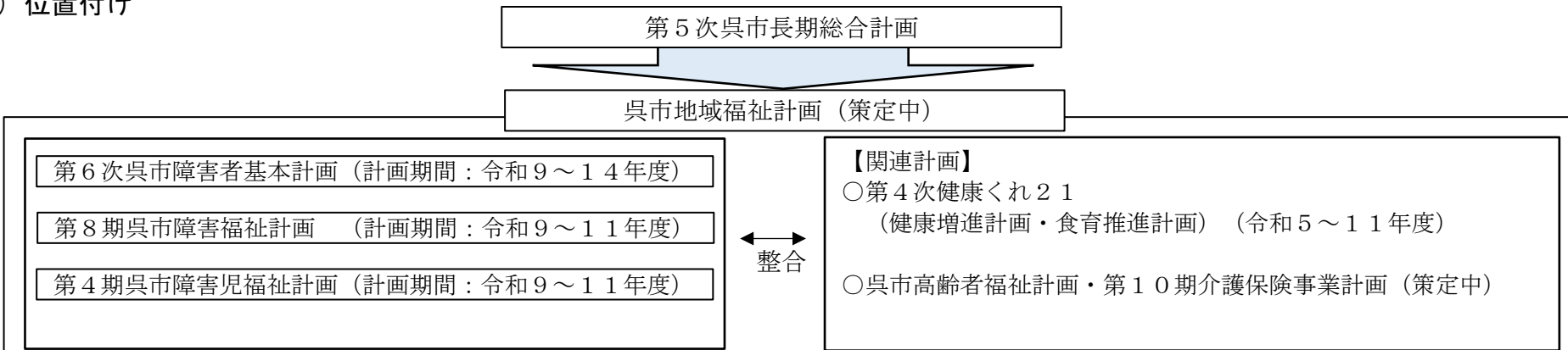
(1) 趣旨 呉市は令和3年3月に第5次呉市障害者基本計画を、令和6年3月に第7期呉市障害福祉計画及び第3期呉市障害児福祉計画を策定しましたが、令和8年度で全ての計画期間が満了するため、令和9年度からの新たな計画を一体的に策定するものです。

- ◇ 呉市障害者基本計画：障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画
(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項)
- ◇ 呉市障害福祉計画：障害福祉サービスの提供体制の確保等業務の円滑な実施に関する計画
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項)
- ◇ 呉市障害児福祉計画：障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画
(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項)

(2) 期間

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第6次呉市障害者基本計画	計画期間：令和9～14年度					
第8期呉市障害福祉計画 第4期呉市障害児福祉計画	計画期間：令和9～11年度			次期計画期間		

(3) 位置付け



2 障害者基本計画の考え方等

【障害者基本法】

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

－国－

障害者基本計画（第5次）

【計画期間：令和5～9年度】

基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

－県－

第5次広島県障害者プラン（広島県障害者計画）

【計画期間：令和6～11年度】

基本理念

すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現

－市－

第5次呉市障害者基本計画

【計画期間：令和3～8年度】

目標

障害のある、ないにかかわらずみんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちの実現

基本方針

- (1) 地域における生活の支援
- (2) 就労支援の充実と雇用の促進
- (3) 健康づくりへの支援
- (4) 特別支援教育の充実
- (5) 安全、安心に暮らせる生活環境の整備
- (6) 共に支え合い参加する社会づくり

3 障害福祉計画及び障害児福祉計画の考え方等

(1) 呉市障害福祉計画及び呉市障害児福祉計画で定める事項

- ア 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標
- イ 年度ごとの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量及び見込量確保のための方策
- ウ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 など

(2) 呉市障害福祉計画及び呉市障害児福祉計画の策定に当たっての基本指針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(平成29年厚生労働省告示第116号／最終改正 令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号)

- ア 障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図る。
- イ 市町村を実施主体の基本とし、障害種別によらない一元的な支援を地域で受けることができるようサービスを提供するとともに、情報提供等により、活用を促す。
- ウ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えとともに、地域生活支援拠点を整備し地域の体制づくりを行うことにより、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指す。
- エ 地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備や推進に取り組む。
- オ 質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る。
- カ 障害者が文化芸術を享受鑑賞し、多様な活動に参加する機会の確保等を通じて個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。
- キ 持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の支援者の養成等により、障害者等による情報の取得利用及び意思疎通を推進する。

(3) 主な重点検討事項

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行<ul style="list-style-type: none">・施設入所者の地域生活移行に係る課題の把握及び意思決定支援イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築<ul style="list-style-type: none">・圏域における相談及び援助の体制整備ウ 福祉施設から一般就労への移行等<ul style="list-style-type: none">・就労選択支援の積極的な利用の促進をするための体制確保の推進エ 障害児支援の提供体制の整備等<ul style="list-style-type: none">・重層的な地域支援体制の構築及び地域社会への参加・インクルージョンの推進 | <ul style="list-style-type: none">オ 地域生活支援の充実<ul style="list-style-type: none">・地域生活への移行支援及び地域生活支援の充実カ 相談支援体制の充実・強化等<ul style="list-style-type: none">・基幹相談支援センター、地域生活拠点及び協議会の設置・整備キ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上<ul style="list-style-type: none">・間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進ク 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築<ul style="list-style-type: none">・サービスの利用状況の把握・検証の実施及び障害者総合支援法の理解促進の取組 |
|---|--|

4 計画策定の方法

(1) 現状分析と課題把握

ア 障害者数の推移

障害種別ごとに障害者数の推移と年齢構成を分析

イ アンケート調査の実施

障害福祉サービスの利用状況・利用意向のほか、地域の課題、必要なサービス等の把握・分析をするため、ニーズ調査を実施（令和8年7月実施）

【アンケート調査の対象者】

（手帳所持者のうち、任意抽出した約2,500名を対象に調査票を郵送し、郵送又はwebで回答）

・身体障害者 1,000名 ・知的障害者 500名 ・精神障害者 500名 ・児童（18歳未満） 500名

ウ 各種団体等からの意見聴取

- ・当事者、家族及び支援者の声を聞くための座談会を開催
- ・関係行政機関、呉市の関係部局及び呉市自立支援協議会から意見聴取

(2) 計画の評価と目標等の設定

ア 目標の評価と新たな目標・取組の設定

・第5次呉市障害者基本計画、第7期呉市障害福祉計画及び第3期呉市障害児福祉計画で定めた成果目標を評価し、現状の課題とそれを踏まえた新たな成果目標を設定

・アンケート調査等を踏まえた、課題解決に向けた取組の検討

イ 障害福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策

各種サービス利用量の推移、課題、ニーズ等を踏まえ、今後必要となるサービスの見込量を算出し、確保していくための取組を設定

(3) その他の策定体制等

ア 呉市民からの意見募集（パブリックコメント）を実施

イ 呉市保健福祉審議会への諮問、答申を経て策定

5 スケジュール(令和8年度予定)

